

移動等円滑化取組計画書

令和 7 年 6 月 10 日

住 所	神戸市兵庫区 御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル
事業者名	神戸市交通局
代表者名（役職名及び氏名）	交通事業管理者 城南 雅一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

神戸市営交通事業経営計画 2025
1. 安全運行を支える基盤の構築
(1) ホームドアの設置 ホームドア設置によるお客様の安全性向上をめざします。
(2) 駅エレベーターの増設、更新 エレベーターの増設に伴うバリアフリールート確保やバリアフリー対応への更新を行い、障がい者等の移動支援に努めていきます。
2. 快適なサービスの提供
(1) お客様目線での「また乗りたい」「ぜひ使いたい」と感じていただくサービスの提供
(2) お客様第一主義の原点に立ったサービス・マナーの追求

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームドアの設置	・ 海岸線全駅にホームドア設置（令和9年度完了予定）
車両の更新	・ 更新済み
エレベーターの改修	・ 西神線 妙法寺駅 エレベーター改修工事・2基（令和8年度完了予定）

	<p>・山手線 上沢駅 エレベーター改修工事・2基（令和8年度完了予定）</p>
--	----------------------------------------------

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
係員による設備間の視覚障がい者の誘導	視覚障がい者等からの申し出に対応できるように、係員に対して、視覚障がい者等の移動支援に関する「交通事業者向けバリアフリー専門研修」を継続的に実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす利用のお客様等	車いすをご利用のお客様が市営地下鉄に乗降される場合、ご要望があれば駅係員がスロープを使用して介助を行っています。その際、乗車駅係員から降車駅係員へ、乗車列車および乗車位置等を電話で連絡し、スロープにより介助を行うことで、ホームと車両の段差を不安なく乗降いただけるよう努めています。また、改札口には、「列車の乗降の際にお手伝いが必要なお客様はお気軽にお申し出ください」と表示した車いすのピクトグラムを掲出し、介助が必要な方はどなたでも気軽に声をかけていただくようにしています。また平成31年度において全駅鉄道車両用スロープに更新しました。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者、身体内部に障がいがあるお客様	優先座席のステッカーをわかりやすいものに変更するとともに、身体内部に障がいがあるお客様にも優先座席にお座りいただけるよう、使用するピクトグラムを交通エコロジー・モビリティ財団がJ I S認証を視野に入れ、I S Oに申請しているものに変更しています。
色覚に障害のあるお客様	妊娠初期の妊婦のお客様への配慮を求めるマタニティマークの普及・啓発のため、優先座席ステッカーに掲出するとともに、駅構内にポスターを掲示しているほか、他都市から神戸を訪れた妊婦の方を対象に、西神・山手線三宮駅の「市バス・地下鉄お客様ベビーカー利用の
妊婦のお客様	希望者にキーホルダーを配布し
ベビーカー利用の	

<p>お客様</p> <p>聴覚に障害のあるお客様</p> <p>知的障がいのお客様</p>	<p>ています。</p> <p>平成 30 年 4 月 4 日からは、ヘルプマークの普及・啓発のため、優先座席付近にステッカーを掲示しています。また平成 31 年 3 月より各駅窓口にてヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。</p> <p>乗客案内表示装置では、色覚に障がいのあるお客様にも見えやすいよう、明るさや色を調整しています（平成 27 年度に西神・山手線、平成 30 年度に海岸線更新）。</p> <p>西神・山手線及び海岸線車内の車いすスペース付近に、ベビーカーを折りたたまずにご乗車いただける旨を明記した「ベビーカーマーク」を平成 26 年 7 月から掲出することで、ベビーカー利用のお客様に安心して市営地下鉄をご利用いただけるようにしています（西神・山手線では、新たに導入している 6000 形車両のフリースペースや可動式ホーム柵にもベビーカーマークを掲出しています）。</p> <p>聴覚に障がいのあるお客様や、知的障がいのお客様がイラストを指差すことで意思を伝えられる「コミュニケーションボード」を平成 18 年 9 月から地下鉄駅（26 駅）に設置、平成 27 年度からは、これを 4 カ国語表記のものに変更しました。</p> <p>平成 22 年 8 月からは「耳マーク」を掲出することで、聴覚に障がいのあるお客様から気軽にお問合せいただけるようご案内し、筆談によるお問い合わせにお応えできるようにしています。</p>
------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<p>障がいのあるお客様（お身体・知的・視覚・聴覚等）</p>	<p>介助方法のさらなるレベルアップを図るため、平成 21 年度から障がいのある方を講師に招き、2 日間に渡って机上研修や白杖での階段等の移動や車いすを体験、介助の実技演習を行う「交通事業者向けバリアフリー専門研修」を助役及び駅掌に実施しており、令和 2 年度までに対象者全員が受講を終える予定でしたが新型コロナウイルス感染症対策の一環として令和 2 年と令和 3 年は実施しておらず、令和 4 年度以降は実施しており、今後も継続して実施する予定。</p> <p>平成 29 年 7 月には、公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会みんなの声かけ運動推進会議に協力。海岸線三宮・花時計前駅を主なロケ地として、視覚に障がいのある方へのお声かけ啓発用 DVD を作成し、職員への教育訓練などに活用しています。</p>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適

正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がいのあるお客様（お身体・視覚・聴覚等）	障がいのあるお客様を見かけたら周りのお客様がお声がけやサポートをされるといった趣旨の「声かけ・サポート」運動のポスターを駅構内にて広報しています。 対象期間：通年

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<p>三宮周辺には、交通局（市営地下鉄西神・山手線、海岸線）をはじめ、JR、阪急、阪神、新交通の6つの駅があり（以下、三宮ターミナル鉄道社局）、定期的に意見交換や協議を行っています。</p> <p>また、車いす利用のお客様やベビーカー利用のお客様、高齢者のお客様が、避難場所などへの移動しやすいルートを検索しやすいように、株式会社グローバルITネットの申し出を受け、市営地下鉄各駅の窓口付近、だれでもトイレ個室、エレベーターかご内に、『※ふらっとルートポスター』を掲出しています。</p> <p>※ 『ふらっとルートポスター』</p> <p>ポスター画面のQRコードを携帯電話・スマートフォンで読み取るとURLが表示され、公共施設や避難所へのルートマップが案内される。</p>

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

神戸市交通局HPにて公表予定

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。